

脱原発法の射程



必要な法律は私たちの手でつくりあげる
(89.1.22渋谷駅頭 木村嘉秀氏撮影)

脱原発時代——なのだという。世
界的にみれば、まさしくそうだろ
う。では、日本においては、どう
か。むしろ数少ない非・脱原発国の中
最先頭を走っている、と見えるかも
しれない。

しかし、原発をめぐる論争の主題
は、明らかに変わってきている。
「原発是か非か」から「脱原発是か
非か」へ。

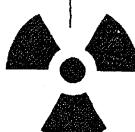
脱原発時代への歩みは、すでに日
本でもはじまっているといえそう
だ。そして、脱原発法の制定を求め
る運動が、その変化を促すに一定の
役割を果たしたことは確かだろう。
脱原発法の制定運動とは、文字ど
おり、原発から脱け出す政策を法律

で定めようという運動である。原発
を根っ子からとめる法律をつくるの
だ、といつてもよい。

法律といえば、誰かが決めて押し
つけてくるものと、つい、私たちは
思つてしまいがちだ。しかし、私た
ちにとってほんとうに必要な法律な
ら、私たち自身の手でつくりあげて
いくということが、あってよい。

それはまた、原発なき社会のビジ
ョンを、私たち自身でつくり出すこ
とでもある。

これまでの反原発運動にしても、
そうした要素は、かなりの比重でふ
くまれていた。その「つくる運動」
としての意味をより鮮明に押し出し
たのが、脱原発法の制定運動なのだと
思う。そうすることによって、原
発推進—反原発として固定されてい
た状況を流動化させたのではない



西尾 漠 原子力資料情報室

か。

そんな運動が提起できるようになつた。これは、すなわち、原発をとめる政策が現実的な選択と考えられるようになつてきたことの証左でもあるだろう。

原発をとめたいと願う世論は、政府やマスコミによる調査のたびごとに、いよいよ確かなものとなつてしまつていて。その世論が政治的な力となつていいことが、原発を推進しようとする勢力にとって、唯一の救いといえよう。

推進勢力のなかでも、現実に原発を抱えもつ電力会社は、そろそろ原発が重荷だと感じだしている。原発を実際に動かしてきて初めて、小回りがきかず使い勝手が悪いこと、経済性を維持しようとすれば大変なムリをしなくてはならないこと、あと始末がやっかいなことなどが、実感されだしたのだ。

表向きのアドバルーンはともかく、電力会社としては、今後どんどんと原発を拡大しようなどとは考えていらない。そのことは、電力各社の施設計画などを少していねいに検討するなら、明々白々である。これから建設にかかるという予定

のところは、もう何年間も、毎年一年ずつ前の年の計画より先送りにされている。最近では、すでに着工済みのものまで、運転開始の時期が二年、三年と遅らされるようになつて

きた。それによって建設費が余計にかかっても、早く動いてしまうよりはまし、というのが電力会社の偽らざる本音なのである。

もちろん、電力会社としては、運転中の原発をとめるなどとは、とてもいえない。経済性を第一に考えば、できるだけ長く動かそうということになるだろう。

とはいって、原発をとめたいと願う世論がさらに大きくなり強くなるなら、きっととめられるとの確信があり、多くの人の心に生まれてきている。脱原発法の制定という運動の根柢は、そこにある。

一方で、だが、脱原発法の制定という運動を私たちが提起しているのは、それだけこの運動の必要性が切迫していることの反映でもある。原発が建てられ、稼動している各地では、まさに、『大事故前夜』といつて

過言でない状況のもとで、原発と隣り合わせで暮らしているのだ。

最近の原発事故の多さは、それだけで不安感を与える。重大な意味をもつ事故も、少なからず起きている。

運転開始から十数年を経ての機器の損傷が、目につくようになつてきた。その性格上、事態は今後いつそう深刻化せざるをえない。経済優先のムリがたたつての事故も、増える一方だ。

日本の原発が抱えている事故の危険性についてここに詳しく述べる余裕はない。原発の数が増えすぎて、予防的な措置がとれなくなつていて点を指摘しておくにとどめよう。

十年ほど以前には、ある原子炉でボルトの損傷が見つかると、同型炉をすべてとめて総点検をする——というようなことが行なわれていた。いまでは、沸騰水型炉、加圧水型炉のそれぞれが十数基から二十基近くになり、同型炉だけをとめるのもままならなくなつていて。おつかなびつくり、次の定期検査まで待つて、順番に点検をしていくしかないのです。

まさに、時間とのたたかいといえ

よう。

原発の建設計画をくいとめてきたところでも、推進の動きが何度もけで不安感を与える。重大な意味をもつ事故も、少なからず起きている。

原発の建設は、金と力によって強行されている。

国の政策レベルで根っこからとめることだが、どうしても必要なのだと、私たちは思う。そこで、脱原発法の制定という運動を提起したのである。

三　『皆でつくる』

その際、成文化した法案に賛意を求めるにはしなかつた。提案したのは、つぎの骨子のみだ。

『脱原発法の骨子』

この法律は、安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現をめざすために、まずすみやかな原子力発電の廃止を達成することを目指とし、次の三項目を基本的な柱とする。

1、建設中・計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止する。

2、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。

3、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

右のように基本的な柱を掲げるだけにとどめたのは、前述のごとく“皆でつくる”ことで豊かな内容にしたいと考えるからだ。脱原発という大枠で一致できる多くの人びとともに、一人ひとりの気持ちを大事にしながら、具体的な道筋をつくり出していこうとしているからである。

そのために、この運動をすすめている脱原発法全国ネットワークでは、法律家と市民による「法律プロジェクト」と、研究者と市民による「エネルギー・プロジェクト」といふ二つの作業グループをつくった。ここで叩き台をまとめ、議論され叩かれた点を踏まえて第二次、第

三次の叩き台を提案するわけである。

法律プロジェクトの第一次の叩き台は、まだできあがっていない。とりわけ大きな議論が期待されるのは、骨子第2項の「一定の経過措置の期間」についてだが、プロジェクトでは、次の三つのケースを想定して法案要綱をまとめているところである。

第一のケースは、即時廃止案だ。法案が可決されてから一年以内にとめる案を、即時廃止案と呼んでおく。

原発をとめる代わりに動かす火力や水力の発電所のやりくりに、多少の時間がかかる。即時といつても、半年なり一年なりの期間をおいて、各発電所の定期検査の時期を調整する必要はあるだろう。

もつとも、法案が成立しそうな勢いが運動側にあれば、電力会社も準備をはじめるので、可決後すぐに廃止として大丈夫——と考えることもできなくはない。

いずれにせよ、一年以内に廃止ということなら、経過措置の中味をあこれ考えなくてよさそうだ。

第二のケースは、もう少し長く経

過措置の期間をとるもので、たとえば五年とか一〇年のうちに段階的に廃止していく案である。

電力供給にさえ支障がなければ原発をとめられる、というわけではない。経済や社会への影響を小さなものにするには、多少の年数がかかるとの考えに立つ案だ。

それで時間とのたたかいに勝てるのか、との疑問はあるだろう。しかし、法案が成立するまでの時間を考えるなら、成立しやすい案のほうが、結果的には廃止の時期を早めるかもしれない。

西ドイツ社民党が提起した脱原発法案のように、最終的な廃止期限の時間がかかる。即時といつても、（同法案では一九九六年末）を定めるというやり方もある。早く法案が成立すれば、それだけ経過措置の期間に余裕ができる、という形で早期成立を迫るのである。

経過措置の期間が一年を越えるこのケースでは、その期間内にするべきことについて、いろいろと考えることがでてくる。法案要綱づくりも、なかなかやつかいだ。

さまたま安全規制は、現行のものよりずっと厳しくする必要があるだろう。放射線被曝の規制も、むろ

ん、厳しくする。防災対策は、より現実的なものに変えられなくてはならない。

新しい基準に合致しない原発は、経過措置の期間内であっても、運転は認められないことになる。また、地元住民による住民投票の制度をつくり、住民投票で廃止が可決されたらその原発は早期に廃止する、といったことも考えられる。

第三のケースは、さらにややこしい。一年以内にすべてとめるけれども、どうしても必要な場合は一時的に運転を認める、同時に、運転開始後一五年を経過したものから廃止していく——という案である。

現在の火力発電所のなかに、「休止」という措置をとられているものが、十数基もある。発電設備が過剰となっているため、休止の発電所は一年に一度も動かさず、何年か後には廃止されるのがこれまでの通例だ。休止を解かれて復帰することは、めったにない。

発電設備が過剰なら、火力でなく原子力を「休止」させよ。それが、この第三のケースの考え方である。この場合も、規制の強化などが必要になるほか、一時的に運転を認め

る場合の条件が厳しく規定されなくてはならない。

——と、以上の三つのケースについて法要綱をまとめているのだが、その三つのうちのどれを選ぶかということでは、まったくない。

どうしたら、最も早く確実に原発の廃止ができるか。どうしたら、弱い人にしわ寄せをしない、ほんとうに大勢の人が納得できる原発廃止の道が実現できるか。議論を具体的に行なうための素材なのである。

四 安全で環境を傷つけない エネルギーを求めて

一年以内に廃止なら、経過措置の中味をあれこれ考えなくてよい、と先に述べた。だが、それでも、考えるべきことは多くある。

原発および関連産業の労働者の首切り防止や、あるいは転職のための措置をどうするか。原発廃止後の地域の振興をどう図っていくか。

火力発電の焚き増しをするなら、環境への影響をどう抑制するのか。エネルギー消費を減らしたり、新しいエネルギーを開発したりすることをすすめる法制度を、どうつくって

いか……。

原発廃止に伴う電力会社への補償をどうするか、などについても、きちんとした考えをもつ必要があるだろう。

エネルギー・プロジェクトでは、すでに第一次の叩き台を『私たちのスタート台——脱原発の視点からエネルギーを考える』と題する小冊子にまとめた。脱原発法の骨子の前文にも示されていたように、原子力発電の廃止を「安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現」のための出発点と見なすものである。

電力需給のうえからだけなら、原発をとめることは簡単だ。しかし、原発をとめても電気がとまらないければそれでいいのか。いまのエネルギーのつかい方は、ほんとうに私たちの暮らしにとって望ましいものなのか。

本格的な議論は、まだまだ、これからだ。

そんな議論を、ただし、ムキにならず力まずに行ないながら、私たちは、脱原発法を現実のものとするべく、衆参両院の議長に宛てた請願署名の運動をすすめている。請願権は憲法一六条に定められた

基本的人権だが、請願といつても「お願いする」ということではない。

法の趣旨からは、『申し立て権』と呼ぶほうがふさわしいだろう。私たちとしても、国会に預けるのでなく、私たち自身が法律をつくるのだと考えているのは、前述のとおりだ。

一九七八年には、国会を二分する大政党のいずれも原発反対ではなかつたオーストリア国会が、国民投票の結果、全会一致で原発禁止法を可決した例もある。

この年の一二月から予定された運転入りを前に、同国初の原発を動かすかどうかの国民投票が行なわれた。一一月五日のことである。

その結果、運転入りを認めないとする票が過半数に達したのだ。投票は政府によつて提起されたもので、社会党政府は、運転が認められると信じていた。最大野党の国民党が、原発には賛成と言つながら、運転入りには慎重さを求めると表明した。

社会党内にも反対グループが生まれた。それでも、国民投票にかけば運転容認が多数を得ると、政府は信じた。結果は、意外だった。

しかし、ひとたび世論が示されるや、政治家たちの対応は素早い。一

二月一五日には、原発禁止法の成立を見るのである。

最初の原発を動かす前に禁止が決まったのだから、法律の条文は單純だ。全二条のうちの第一条で原発の建設・運転を禁じ、第二条でその実行に政府が責任を有することを定めたのみ。施行令も施行規則もない。

面白いのは、この法律が成立した後、国際原子力機関などの会合で、オーストリア政府代表が原発批判の論を展開するようにならつて、ことだ。政策レベルで原発を止めることの意味は、とても大きい。

もとより、オーストリアと日本とを同日に論じるには、無理がある。

あるいはデンマークやスウェーデンなどでも、特別な人が特別なことをして原発を追いつめたのではない。

同様に日本でも、一人ひとりの「ふつうの人」の責任感が、やがて原発を追いつめる政治的な力となつたとして、何の不思議があるだろうか。その第一歩は、何とか踏み出せたのではないかと思う。

(にしお・ばく)